制度改革と税率改正

脆弱な財政基盤に立つ国民健康保険（国保）制度を将来にわたり持続可能なものとするため、国民健康保険法等が改正され、平成３０年度から国保の財政運営が都道府県単位になりました。

それに伴い、市町村は、都道府県が算定した市町村標準保険料率を参考に、国保税率を定める仕組みになったことを受け、本市でも税率改正を検討してまいりました。

改正にあたり、前橋市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て、平成３０年第１回定例市議会に税率改正の議案を提出し、慎重なご審議をいただいた結果、原案どおり可決・成立しました。

平成３０年度国民健康保険税の税率

区　　分		改正前	改正後	比　較
医療給付費分	所得割	８．０％	６．８％	△１．２％
	均等割	２５，２００円	２４，６００円	△６００円
	平等割	２８，８００円	１６，８００円	△１２，０００円
後期高齢者支援金分	所得割	２．０％	２．５％	０．５％
	均等割	７，２００円	１３，２００円	６，０００円
介護納付金分（40歳～64歳）	所得割	１．８６％	２．５％	０．６４％
	均等割	１２，９６０円	１５，６００円	２，６４０円

税率改正のポイント

本市では、これまで現行税率のもと、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支出を賄ってまいりましたが、群馬県が算定した「市町村標準保険料率（市町村算定方式）」を参考に国保税率を算定したことで、税率が本来あるべき姿に近づいたものです。

平成３０年度は、**医療給付費分**の税率は**引き下げ**となり、**後期高齢者支援金分**と**介護納付金分**については**引き上げ**となりました。これは、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率については、平成２０年度から１０年間、税率を据え置いてきたことによるものです。

なお、本市は収納率が高いため、その分、県の算定よりも税率が低く抑えられ、下表のとおり**全体的には引き下げ**の改正となりました。

（参考）

◎1人あたり及び1世帯あたり平均課税額

区	分	改正前	改正後	比　較
1人あたり（円）	年税額	87,468円	85,416円	△2,052円（△2.35%）
	月　額	7,289円	7,118円	△171円
1世帯あたり（円）	年税額	143,516円	140,149円	△3,367円（△2.35%）
	月　額	11,960円	11,679円	△281円

※平成30年1月15日現在のデータをもとに試算した結果です。
※実際の国保税負担額は、各人の平成２９年中所得や世帯の国保加入状況により異なります。

◎市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定方式に合わせて、県が算定した市町村標準保険料率

算定方式	医療給付費分	３方式（所得割・均等割・平等割）
	後期高齢者支援金分	２方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	２方式（所得割・均等割）

本市

区	分		現行税率	標準保険料率	比　較
医療給付費分	応能割	所得割	8.00%	7.08%	△0.92%
	応益割	均等割	25,200円	27,463円	2,263円
		平等割	28,800円	19,249円	△9,551円
後期高齢者支援金分	応能割	所得割	2.00%	2.61%	0.61%
	応益割	均等割	7,200円	14,152円	6,952円
介護納付金分（40歳～64歳）	応能割	所得割	1.86%	2.38%	0.52%
	応益割	均等割	12,960円	18,019円	5,059円

※県は、「市町村標準保険料率」（県内一律の基準で算定したもの）を公表しており、市町村算定方式によるものは公表していない。